

特定外来生物被害防止基本方針の変更について

1. 背景

令和4年5月18日、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が公布された。改正法の内容等については、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「外来生物法」という。）第3条に規定する特定外来生物被害防止基本方針（以下「基本方針」という。）に反映させる必要がある。

基本方針の変更の案の作成にあたっては、主務大臣が中央環境審議会の意見を聴くこととしているため、基本方針の変更について、中央環境審議会に諮問するもの。なお、同審議会自然環境部会に設置されている野生生物小委員会において具体的な検討を行っている。

（参考）外来生物法（抜粋）

（特定外来生物被害防止基本方針）

第三条 主務大臣は、中央環境審議会の意見を聴いて特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するための基本方針の案を作成し、これについて閣議の決定を求めるものとする。

2 前項の基本方針（以下「特定外来生物被害防止基本方針」という。）は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する基本構想

二 特定外来生物の選定に関する基本的な事項

三 特定外来生物の取扱いに関する基本的な事項

四 国等による特定外来生物の防除に関する基本的な事項

五 前各号に掲げるもののほか、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する重要事項

3 主務大臣は、特定外来生物被害防止基本方針について第一項の閣議の決定があったときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

4 第一項及び前項の規定は、特定外来生物被害防止基本方針の変更について準用する。

（参考）外来生物法改正までの経緯

R1～R2 年度 外来生物法施行状況評価検討会（計3回開催）

R2～R3 年度 外来生物対策のあり方検討会（計5回開催）

R3. 8 「外来生物対策の今後のあり方に関する提言」公表

R3. 8 中央環境審議会自然環境部会

…野生生物小委員会での「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の施行状況等を踏まえた必要な措置について」の審議を了承

R3. 10～12 野生生物小委員会（計2回開催）

R4. 1 中央環境審議会より答申

R4. 3 改正法案 閣議決定、国会提出

R4. 4～5 国会審議

R4. 5. 18 改正法公布

2. 変更の主な論点

- ・外来種被害防止行動計画・生態系被害防止外来種リストの外来生物法における位置づけの明確化（外来種被害防止行動計画は各主体の外来生物対策の指針及び国の具体的な行動計画として策定し、生態系被害防止外来種リストは特定外来生物以外の外来種を含めた情報の収集整理、特定外来生物の指定の参考のリストとして策定する等）
- ・各主体の役割と連携（責務規定の新設に伴い、国、都道府県、市町村、事業者、国民等の役割や、関係者の連携について記載）
- ・附則第5条による一部規制の適用除外のある特定外来生物の選定（アカミミガメ、アメリカザリガニの指定を想定）
- ・要緊急対処特定外来生物の選定（ヒアリ類の指定を想定）
- ・要緊急対処特定外来生物が存在等している輸入品等、物品等、施設の移動の制限又は禁止の命令
- ・特定外来生物等が存在等している輸入品等又は要緊急対処特定外来生物が存在等している物品等が付着等している土地又は施設の消毒又は廃棄
- ・要緊急対処特定外来生物に係る対処指針

3. 検討スケジュール（案）

R4. 6. 2 自然環境部会野生生物小委員会：諮問・変更事項（案）の審議

R4. 6. 7 外来生物対策のあり方検討会：変更事項（案）に関するヒアリング

R4. 7. 7 自然環境部会野生生物小委員会：変更案（パブコメ案）の審議

R4. 7～8 変更案のパブリックコメント

R4. 9. 8 自然環境部会野生生物小委員会：変更案のとりまとめ

R4. 9. 12～ 答申、閣議決定

（参考：改正法等施行に向けたスケジュール（予定））

R4. 7. 1 改正法第1条関係（特定外来生物全般の規制権限関係） 施行

R4. 9 経過措置政令公布

R4. 11 頃 ヒアリ類の要緊急特定外来生物への指定政令公布

R4. 12 頃 アメリカザリガニ等の一部規制を適用除外する特定外来生物への指定に係る政令公布

※政令施行時期については、ヒアリ類の指定関連箇所は令和5年4月頃、アメリカザリガニ等の指定関連箇所は令和5年春～夏を想定

R4 年度内 各種基準や対処指針に係る省令・告示の制定等

R5. 4 頃 改正法第2条関係施行（全面施行）